

平成 28 年度第 7 回（157 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 29 年 2 月 21 日午前 10 時から

場 所：中清戸センター 会議室 2

出席者：新田斉、松里征男、原弘美、木村敏夫、西畑省二、築瀬忍、畑中卓純、  
富田ひろ子、後藤清、加藤カツエ、小西一午、小寺喜裕、朝倉勇、  
菊谷有希子、戸口静江、五十嵐玲子、齊藤忠之

事務局：市民協働係長、企画課主事

欠席者：藤井祐介、中村京子、小苺米清弘

<配布資料>

- 1 平成 28 年度第 7 回（第 157 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 提言書（案）
- 3 清瀬市まちづくり委員会参考資料 清瀬市天然記念物に指定してほしい  
物件
- 4 京都市調査動向
- 5 清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について（委員長資料）
- 6 3 まちづくり委員会の提言（委員長資料）

**1 開会**

**2 前回の確認**

委員長：まずは議事要旨の確認から。気になる点はあるか。無い場合は承認と  
する

<委員 承認>

**3 提案の審議**

委員長：「文化財保護」に関して、提言書の案は小委員会で話し合った内容をも

とに作った。

<委員長より提案書(案)の「3まちづくり委員会の提言」を読み上げる>

委員長：委員長、副委員長、事務局で市史編さん室からヒアリングを行った。

<その結果を口頭で説明する。>

<「3まちづくり委員会の提言(委員長資料)」を読む>

委員：実際に清瀬市指定文化財はあるのだから、明記しておいた方がいい。提言書だと今は無いように見受けられる。有形文化財や無形文化財など今あるものを記載した方がいい。

委員：提言書(案)の最後のページには「1月には市史講演会第1回・・・」とあるが、市史編さん委員会は第2回の企画も考えている。このような言い回しはいかがかと思う。

委員長：認知や周知を助ける形になればと思って記載している。

委員：市長提言は非常に重いと思う。あえてここで「講座などの開催に期待します」の部分は取り上げなくて良いと思う。

委員長：表現は変える。

委員：この部分は、あえて市長提言に入れる必要はないと思う。

委員：提言するにあたり、実現するための、具体例を入れておけばわかりやすくなると思う。

委員：私は個人的に郷土博物館の学芸員に話しを聞きに行ってきた。専門の委員会が行政にあるのに、また新たに専門の人を求めることは、可能なのか。行政は対応できるのか。市民の関心度は低いと思う。昔の清瀬を知っている人の高齢化などの理由からすぐにでも聞き取りを行わないといけないと言う意見は分かるが、今後続かないと思う。私自身どういう提言が良いか迷いがある。

委員長：文化財等に関しては市民に認知されていないのが実態である。市史編さん室にはそれを何とかしたいという思いがある。今回の提言で公開方法として、ホームページで公開することを入れられたらよいと思う。

委員：市史の担当は企画部の市史編さん室で、郷土博物館は教育委員会であり、管轄部門が違う。そのため目的や調べ方が全然違う。郷土博物館では文化財の保護は中世より古いものが対象であると聞いた。市史編さん室はどうか。

委員長：近代のものも調べていると聞いた。

委員：同じ文化財でも郷土博物館と市史編さん室では調べているものが違うので、混同しない方がいいと思う。現状は事前確認や情報が入り、委員会が調査を進める。それでもわからない場合は委員会だけではなく、専門家を呼んできて調べるといふ、一連の流れがあるとのこと。このようなことを分かったうえで、提言するかどうかを決めた方がいいと

思う。

委員：現在、郷土博物館には多くの委員会がある。新しく委員会を作るような内容は提言に盛り込まなくていいと思う。

委員：何を言いたいかを絞った方がいい。郷土博物館の既存の委員会を否定している訳ではなく、より進めてくださいと言う主旨である。提言書案に「文化的」という単語が入っているため、敷居が高く捉えられてしまうかも知れないが「文化的」なものとは認識されないものであっても、市民にとって興味がありそうなものを引きあげる事が大事だと思う。市内で自分の興味ある分野をコツコツ調べている人と、既存の委員や郷土博物館とのパイプ作りをすること、例えばそのような方の意見を聞いたり、資料を公開できるような場を作ることが主旨だと思う。市史編さん室職員と話す機会があったが、地域内にある石仏や石碑などに関する膨大なデータを収集している。そのデータは、参考資料としているそうだが、公にならないのはもったいないと感じる。今ある資料を活用していく方法で進めていきたいと思いますという提言になると思う。

委員：組織を作るとのことか。

委員：組織をつくるという訳ではない。個々で持っている情報を一括できていないということだ。情報交換できる場を設け個々の情報を集めたらどうかということである。

委員長：文言については別として、提言するかどうかに関して決めたい。

委員：市の文化財に成りうるものの整理、保存を早い段階で行いたいということが一つ。まだ、文化財として指定されていないものを指定する。この2つが提言の主旨だと思う。郷土博物館で、保存されているものには貴重な収蔵物があることがわかった。整理が追いついていないものも多くあり、整理には5年～6年かかると聞いた。また、個人で清瀬の郷土史を研究している方々がいるが、その方と市のパイプがない。方法の一つとして委員会を設置し、お金をどのように使うか、パイプ作りをどのように行うかなどを話し合えればよい。その委員会が動けば文化財等の整理ができ、5～6年かかるところを早くすることが出来ると思う。ただし興味本位でアルバイトの人達に携わってほしくない。今、説明した内容をまとめていけば提言に繋がると思う。

委員長：私が冒頭で発言した内容や、今まで出た委員の意見を含め、再度小委員会で話し合いたいと思うが、あらためて提言で進めるべきと考える方は挙手を願う。

<多数 挙手により小委員会で検討し提言とする>

委員：最近の市報を見ると、「うちおり」や結核関係に市は力を入れているよ

うだ。

委員：それも清瀬の一つの顔だと思う。

委員長：委員から「清瀬市まちづくり委員会参考資料 清瀬市天然記念物に指定してほしい物件」という資料が出されているので、説明願う。

委員：今回の提言に当たって、参考にさせていただけたらと思う。市に投げかけているが、なかなか動いてくれない。この機会に市の文化財の一環として動いてもらえたらと思う。

委員：清瀬市の銘木100選に載っているのか。

委員：一部載っているが載っていないものもある。今回の資料は参考としてみてもらえればよい。

委員：すでに指定されているものもあるのに、動いてもらえないという事は、何か基準があるのか。

委員：基準ではないと思う。普段は水と緑の公園課が窓口になって我々のサポートをして頂いている。天然記念物の指定は別の部署になると思う。

委員長：文化財に関しては小委員会で話を詰め、次回の会議で報告する。続いて「高齢者活用に関して」の提案を提言するかについて皆さんの意見を聞きたいと思う。

委員：活躍の場があると健康で暮らせると思う。

委員：ボランティアではないということだが、シルバー人材センターが既にやっているのだから、既存のもので良いと思う。委員会方式で収入を得るというのはなかなか思い浮かばない。

委員：趣旨は社会参加のあり方を示した中で、いかにまちづくりにつなげられるかであると思う。そうすると、シルバー人材センターがありそれをいかに活用するかだと思う。高齢者の働けるまちづくりは良い考え方だと思うが、シルバー人材センターのような現状ある施設を活用するのがいいと思う。

委員：定年制を廃止するには時間がかかる。定年は年齢による差別だと思う。国も一億総活躍社会と言っている。委員会形式の案を提言できれば一億総活躍社会に対して清瀬市が何をしているかを示せる。

委員：今回の提案は、前段は賛成だが、後段の主旨は分からない。回答が良いと思う。

委員：このような事があつたら良いと思うが実際に行うのは難しいと思う。

委員：今回の提案は良いと思う。郵便局は定年退職された方を再雇用している。しかし、このまま提言に持っていくは具体例が足りないと思う。現状では難しいと思う。

委員：個人経営は定年退職がない。後継者の問題がある。

委員：シルバー人材センターがあることだし、他に具体的な有効案がない。

まだ、提言には至らないと思う。

委員：企業や団体を見つけるのは個人である。提言しても市ができる事はないと思うので、提言はしなくて良いと思う。

委員：過去を引きずってはダメ。全ては自己責任である。

委員：本人のやる気の問題に尽きる。自分から進んでいかないといけないと思う。

委員：個人的な問題だと思う。公的な立場があれこれと言えない。

委員：個人の問題なので提言ではなく回答が良いと思う。

委員：自分で見つけるしかない。自分のスキルを磨いていけばいいと思う。

委員：地域の居場所作りや子供の貧困で大人たちが関わっていく。そこで食事提供もできることがある。そんな事が高齢者活用の一環で出来たらと思うが、どのように提言に持っていけばいいか難しい。

委員長：高齢者の活躍の場は、既存にあるもの以外も考えられるかもしれないが、そこに参加するかどうかは個人の判断だと思う。  
それでは決をとる。

<多数のため回答>

委員長：回答案を次回の会議で提示するので、審議してもらいたい。では、続いて、「清瀬市内子ども関係機関周辺を禁煙地帯に！」の審議にうつる。

<委員長が提案内容を読み上げる>

<事務局より資料配布（過去に配布しているので欠席者のみに配布）>

委員長：意見を伺いたい。

委員：タバコに関しては何度かまちづくり委員会で協議している。タバコには害があることはわかっている。それを条例化するかどうか。または美化条例の中に内容を入れるかかどうか。また、オリンピックに向けて受動喫煙に関する法も国が決めるだろう。その動向から、市も対応すると思う。今回は国や都、市の動きをみるという内容の回答だと思う。

委員長：オリンピックに向けて国が受動喫煙に対する法を作るだろう。それに向けて市も動くだろうから、今回は回答で良いと発言があった。

委員：回答は委員の発言内容で良いと思う。しかし、公園を含めて公共施設での受動喫煙については考えて頂きたい。

委員長：合わせて今年の提言内容の進み具合も確認していきたい。  
では、決をとりたいと思う。

<多数で回答とする>

委員長：次回、回答案を準備してくる。「景観に合った店舗の外装を」の提案にうつる。

<委員長より提案内容を読み上げる>

委員：今回の提案の担当は道路交通課のようである。担当課に提案にある看

板が適正かどうかを確認するのが良いと思う。対象の土地では看板は作ってはいけないようだが、自分の家の営業用の看板なら作っていいとのこと。市として合法かどうかを調べた方がいいと思う。清瀬市は、電飾はダメだが、色は規制していなかったと思う。まちづくり委員会として合法かどうかを担当課に聞いてもらった方がいい。合法であれば、色合いに関しては何も言えない。大きさなど細かい規定もあるので、調べてもらった方がいい。

委員長：なんという法律か。

委員：東京都の条例の「屋外広告物条例」である。今回の提案を回答にするなら公的な理由で難しいと言えらると思う。

委員長：次回までに委員から発言あった法律と道路交通課に確認しておく。

次回は3月21日（火）午前10時～ アミュービル6階 講座室1